

# 国民生活センター相模原事務所研修施設の活用について

## 1. 経緯

- ・場所：昭和55年、神奈川県相模原市キャンプ淵野辺跡地に建設。
- ・事業：商品テスト事業／研修事業を実施。
- ・行政刷新会議(いわゆる「事業仕分け」)における評価結果(平成22年4月28日)

### 【評価者のコメント(一部抜粋)】

- ・センターでの研修の廃止を含めた見直しで経費を削減する。
- ・相模原研修施設、宿泊施設については、稼働率が低調なので、廃止・売却も念頭において、必要に応じて施設をリースした場合とのコスト比較、検討を行うべきである。
- ・相模原の施設で実施するのと、他の施設を借りて実施するのと、どちらが効率的・効果的か検討した上で、より良い方向を迅速に打ち出すべき。

### 【評価結果】

研修事業(施設)の廃止を含めた見直し

- ・相模原事務所研修施設についての閣議決定

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

### 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
研修事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行なう研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。

### 【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。

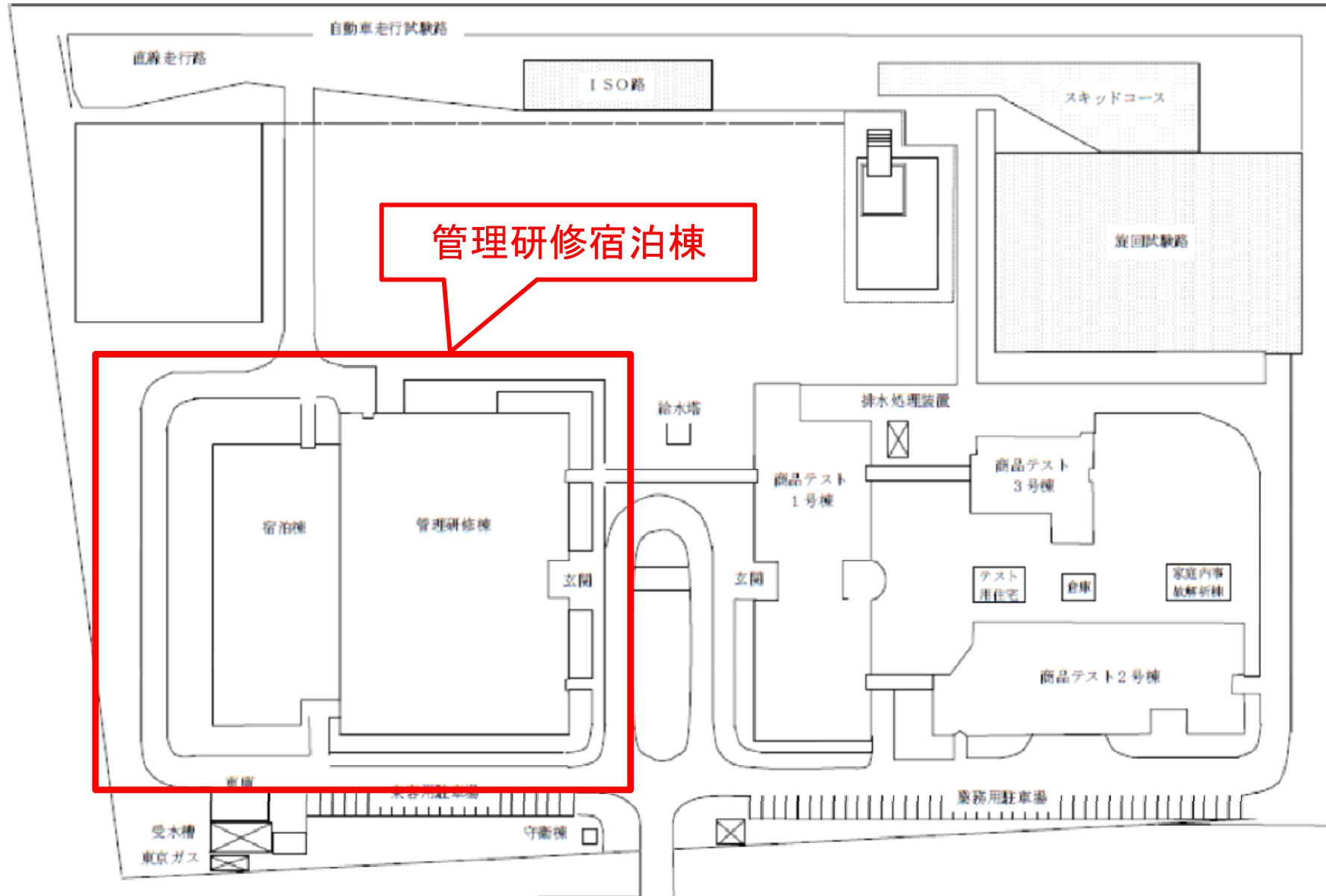
- ・現在、研修施設は遊休施設となっており、外部施設を利用して研修事業を実施。

# 国民生活センター相模原事務所 建物配置図

## 【土地及び建物の概況】

土地 敷地面積 44,757.70㎡

建物 延床面積 12,895.54㎡



## 2. 外部研修施設利用の費用対効果

### ①費用面の効率性

外部施設を使用することで、研修施設廃止前と比較し、**年間1,300万円程度の費用負担増**。

### ②研修効果

廃止後は、相談業務の実務的な研修が実施できず、相談員のスキルアップに支障。

研修等内容	研修施設	外部施設
座学	○	○
少人数制のゼミ	○	×
ロールプレイング	○	×
講義終了後の勉強会	○	×
図書館を利用した自習	○	×

## 3. 国庫納付する場合のコスト

- ・相模原事務所全体の**受変電設備等**が管理研修宿泊棟に設置されている。
- ・国庫納付を行う際は、新たに商品テスト棟に**受変電設備等**を移設する必要がある。



**国庫納付に係るコスト 約3.5億円**（移設工事等に係る所要見込額）

## 4. 「事業仕分け」以降の動向

(「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定))

### ○消費者教育の推進に関する法律（平成24年8月22日公布）の施行

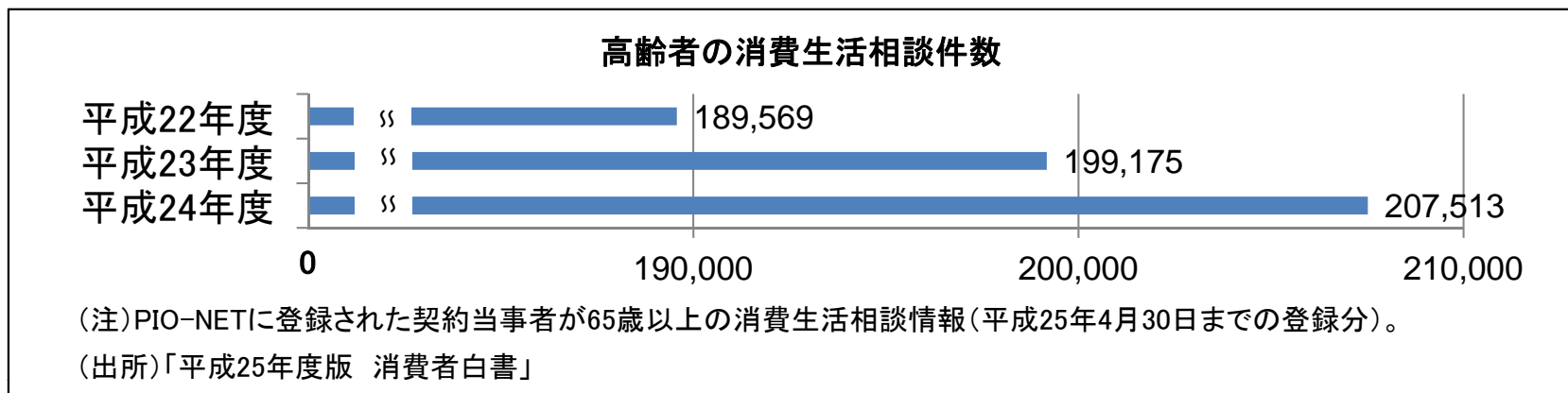
- ・国民生活センターは、消費者教育を支援するための相談員、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士など研修の実施、情報の提供が義務付けられた。

### ○消費者安全調査委員会の発足（平成24年10月1日）

- ・事故調査案件の選定、分析・実験について、国民生活センターによる商品テストの知見等を活用する必要。

### ○高齢者の消費者トラブルの増加

- ・高齢者を対象とした消費者トラブルは、増加の一途。



## 5. 研修の拡充が求められる施策

施策	根拠	内容
消費者教育の拡充	「消費者教育の推進に関する法律」 (平成24年8月22日公布)	国民生活センターは、消費者教育の各種担い手に対して研修を行うことが義務付けられている。
	「消費者教育の推進に関する基本的な方針」 (平成25年6月28日閣議決定)	国民生活センターは、幅広く地域活動に従事する者を対象とした人材養成プログラムを開発、提供する拠点と位置付けられている。
高齢者等の見守り体制拡充	「消費者安心戦略」 (平成25年8月)	トラブルに遭う高齢者等の消費者を守る「地域ネットワーク」の構築を打ち出しており、「地域サポーター」(民生委員や介護福祉士等)に対しても、消費者研修を受講してもらう。
地方消費者行政体制における庁内連携・官民連携の強化	「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」(消費者委員会建議) (平成25年8月6日)	地方自治体の消費者行政担当職員に対する研修を充実させることで、教育、福祉担当部局等の庁内連携や地域の福祉関係団体等の官民連携を展開させていく。
消費生活相談員に対する研修の充実	「消費生活相談員資格の法的位置づけの明確化等に関する検討会」中間報告 (平成24年8月)	消費生活相談員について、全国的な水準の確保と質の向上を図るために、消費生活相談員向けの研修について、引き続き拡充していく。
消費者目線、国民目線、専門知識等をもった国家公務員の育成	「消費者基本計画」 (平成22年3月30日閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院で実施している、本府省審議官を対象とした消費生活センター等の業務体験研修のような研修について、国家公務員の受講対象者を拡大する。</li> <li>・消費者安全調査委員会担当職員に対する所要の研修をはじめ、消費者庁職員に対する各種研修を充実させる。</li> </ul>



**研修拡充により、施設の高い稼働率**

## 6. 外部貸し出し

- 外部への貸し出しを含め、研修施設の更なる活用・自己収入の確保。

市場化テスト(3年間)の実施結果

区分	3年間合計	平成21年度	平成22年度	平成23年度
外部貸し出しによる宿泊施設の利用延べ人数	4,979人	1,710人	1,618人	1,651人

(注)主に高校、大学のゼミ合宿での利用。

## 7. 研修施設の活用方針について(案)

各事業を実施していくために、予算措置等、必要となる準備を進め、遊休施設として廃止されている相模原研修施設については、

- 平成26年度中  
⇒実施可能な研修から段階的に試行
- 平成27年度  
⇒消費者行政に携わる多様な担い手に対し、消費者教育及び消費者行政に必要な研修を実施する

研修施設として、利用を再開する。

外部への貸し出しも含め、最大限に活用する。

ことを目指す。